

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

令和6年度介護報酬改定に伴う介護職員処遇改善加算  
等の見直しに係る利用者向けリーフレットについて  
計3枚（本紙を除く）

Vol.1252

令和6年4月15日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3938)

FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡  
令和6年4月15日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中  
市区町村

厚生労働省老健局老人保健課

令和6年度介護報酬改定に伴う介護職員処遇改善加算等の見直しに係る  
利用者向けリーフレットについて

令和6年度介護報酬改定に伴う介護職員処遇改善加算等の見直しを踏まえ、利用者の6月以降介護保険サービス利用料が変わる可能性があるため、加算を算定する介護サービス事業者が利用者に説明する際にご活用いただけるリーフレットを別添のとおり作成しました。

併せて、リーフレットに高額介護サービス費について記載していますので、参考に高額介護サービス費の資料も添付します。

各自治体のご担当者におかれましては、管内の介護サービス施設・事業所等へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

# 2024年6月から「介護保険サービス利用料」が 変わります

介護現場で働く方の処遇改善を行い人材確保に努め、良質なサービス提供を続けることができるようにするための取り組みです。ご理解いただけますよう、お願いいたします。

## 2024年度介護職員の処遇改善加算 改正のポイント

☑ 介護現場における人材確保を更に推し進めるため、令和6年6月以降、**処遇改善のための加算充実策を講じます。**

☑ この加算は、既に**9割以上**の事業所<sup>※</sup>で利用されており、この加算による介護報酬の上乗せ分は、介護職員などの職員の処遇改善に充てられています。

※：対象となる介護サービス事業所に対する、取得事業所の割合

☑ ご利用の介護サービス事業者がこの制度を利用・申請した場合、**6月以降、介護サービス利用料が上がる可能性があります。**

※：ご不明点は以下の相談窓口まで。

### 【参考】

利用者の皆さまの負担が過重にならないよう、自己負担額が、一定額<sup>※</sup>を超えた場合、申請により払い戻される仕組みなどがあります。（高額介護サービス費）<sup>※</sup>：所得に応じて設定  
また、処遇改善加算は区分支給限度基準額外のため、現在利用されているサービスの回数や時間への影響はありません。

詳しくは自治体またはケアマネジャーや介護サービス事業者の相談員にお尋ねください。

【厚生労働省の処遇改善に関する相談窓口】

電話番号：050-3733-0222

受付時間：9:00～18:00（土日含む）

関係情報はこちら  
（随時更新）⇨



# 高額介護（介護予防）サービス費の概要について

月々の介護サービス費の自己負担額が世帯合計（個人）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給し、自己負担を軽減する制度。

| 所得段階 | 所得区分   | 上限額   |
|------|--|---|
| 第1段階 | ①生活保護の被保護者<br>②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合<br>③市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者   | ①個人15,000円<br>②世帯15,000円<br>③世帯24,600円<br>個人15,000円 |
| 第2段階 | ○市町村民税世帯非課税で〔公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額〕が80万円以下である場合   | 世帯24,600円<br>個人15,000円                              |
| 第3段階 | ○市町村民税世帯非課税<br>○24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合   | 世帯24,600円   |
| 第4段階 | ①市町村民税課税世帯～課税所得約380万円（年収約770万円）未満<br>②課税所得約380万円（年収約770万円）以上～同約690万円（同約1,160万円）未満<br>③課税所得約690万円（年収約1,160万円）以上 | ①世帯44,400円<br>②世帯93,000円<br>③世帯140,100円             |

## ●個人の高額介護（介護予防）サービス費の支給

$$\text{(利用者負担世帯合算額 - 世帯の上限額)} \times \frac{\text{個人の利用者負担合算額}}{\text{利用者負担世帯合算額}}$$

⇒ 高額介護サービス費の支給：保険給付の1割（または2割・3割）負担分の合計額が上限額を超えた場合、申請により超過分が払い戻される。